

国道192号 ゲリラ豪雪で130台が立ち往生

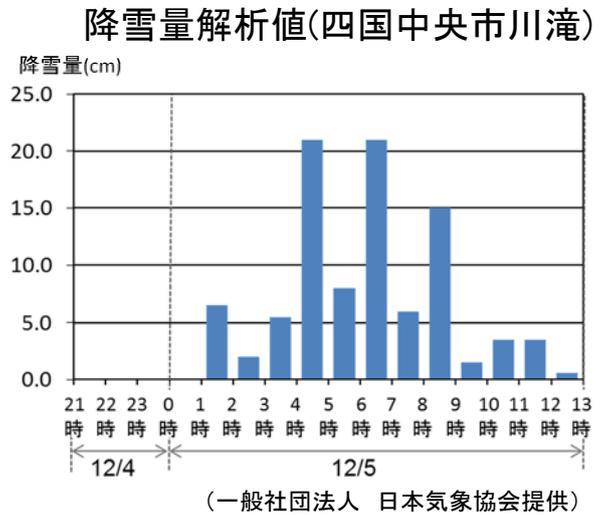
◆概要

- 立ち往生車両: **約130台** (徳島側約50台、愛媛側約80台)
- 災害対策基本法に基づく区間の指定: **38km** (国道32号でも54kmを指定)
- 立ち往生車両の移動: **約17時間** (12月5日(金)5時~22時)



◆時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪

- 冬型の気圧配置の影響で、愛媛・徳島を結ぶ国道192号の県境付近では平成26年12月4日深夜から5日にかけて大雪となった。
- 四国中央市川滝では、**時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪**



◆約130台の立ち往生車両



2車線道路を塞ぐ大型車



立ち往生して動けない車両

国道192号 立ち往生車両の移動

◆経緯

- 平成26年12月5日(金)
 - 4:50 立ち往生車両を確認
 - 5:20 国道192号全面通行止め(延長16.9km)
 - 8:40 災害対策基本法に基づく区間の指定(R192:18km)
 - 10:00 中国、近畿地整に応援要請、立ち往生車両数把握(約130台)
 - 11:40 災害対策基本法に基づく区間の指定を拡大(R192:38km、R32:54km)
 - 12:00 食料配布とともに安否確認開始
 - 13:00 安否確認完了
 - 18:20 愛媛側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了
 - 22:00 徳島側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了【約17時間で移動】
- 平成26年12月6日(土)
 - 0:20 災対法に基づき、放置トレーラ(コンテナ)をトラクタ(牽引車)にて移動開始
「移動通知書」をコンテナ及びガードレールに貼付
 - 0:40 放置トレーラの移動完了(900m離れた待避所へ移動)
 - 7:30 通行止め解除、災害対策基本法の区間の指定を廃止

◆立ち往生車両の牽引

- ・牽引した車両:31台(グレーダー等による牽引)
- ・投入した除雪車両:18台
(四国11台、中国4台、近畿1台、NEXCO2台)



支援部隊により除雪



除雪を待ち望むドライバー

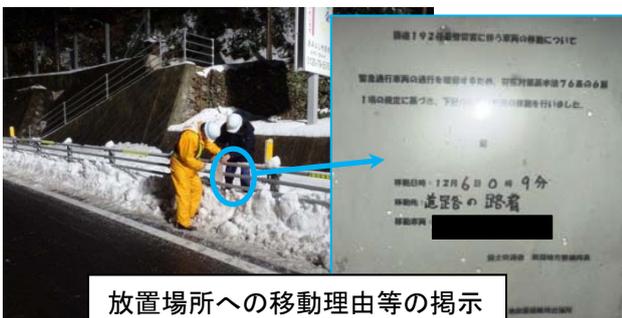
●放置されたトレーラを道路管理者がトラクタで移動



車道上に放置されたトレーラ



トラクタ(牽引車)によるトレーラの移動



放置場所への移動理由等の掲示



トレーラへの移動理由等の掲示

国道192号 立ち往生車両へ支援

◆食料や燃料を提供

- ・食料: 450食(おにぎり、お茶)
- ・燃料: ガソリン40ℓ、軽油160ℓ(10台分)
- ・その他: 避難所の開設(2箇所)、毛布、薬の調達



ドライバーへおにぎりとお茶を提供



立ち往生車両の安否を確認

◆職員への対応状況



職員がスコップで除雪①



職員がスコップで除雪②



職員が通行止めを実施



四国地方整備局 災害対策本部

改正災害対策基本法を初適用

○東日本大震災では、道路啓開の重要性が再認識され、平成26年2月の関東甲信地方における大雪では、立ち往生車両の処理が除雪作業の大きな障害となりました。

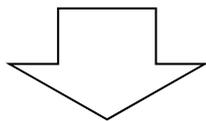
○これらをきっかけに、平成26年11月に災害対策基本法が改正されて、大規模地震や大雪等の災害時には緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者による放置車両や立ち往生車両の移動が可能になりました。

○「運転者等への移動命令」「道路管理者自らによる移動」が可能

○車両移動の大幅な時間短縮が図られ、除雪を効率的に実施

◆効果1：除雪に支障となる車両へ移動を命令

従来：運転者へのお願いによる移動



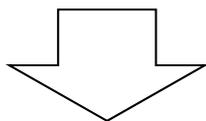
今回：道路管理者の命令による移動



命令に従い転回し移動する車両

◆効果2：運転者が移動できない車両を、迅速に移動

従来：運転者の同意を得て、車両の損傷に配慮し移動



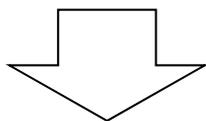
今回：道路管理者が躊躇せず重機等により移動



除雪車両による立ち往生車両の移動
(牽引による移動)

◆効果3：運転者が不在の車両を強制移動

従来：道路管理者による移動は不可、運転者を捜し出し移動



今回：災対法に基づく掲示等の上、強制移動



本線上に放置されたトレーラ荷台
(2車線のうち1車線を閉塞)



道路管理者による強制移動